

令和4年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	田 島 清 美
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第1号）

令和4年3月3日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第2号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第3号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第4号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第5号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第6号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第8号議案 笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第9号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第10号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第11号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第15 第12号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について

- 日程第16 第13号議案 財産の無償譲渡について
- 日程第17 第14号議案 町道の路線認定について
- 日程第18 第15号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第19 第16号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 第17号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 第18号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 第19号議案 令和4年度笠松町一般会計予算について
- 日程第23 第20号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 第21号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 第22号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 第23号議案 令和4年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第27 第24号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計予算について

開会 午前10時00分

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和4年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（田島清美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 關 谷 樹 弘 議員

8番 岡 田 文 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（田島清美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（田島清美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点報告申し上げます。

監査委員より、1月13日、14日、17日に実施されました令和3年度定期監査の結果報告並びに令和3年度11月分、12月分及び1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（田島清美君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 令和3年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書について、岐南町より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。以上であります。

○議長（田島清美君） 以上、御了承をお願いします。

日程第4 第1号議案から日程第27 第24号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第4、第1号議案から日程第27、第24号議案までの24議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日ここに、令和4年第1回笠松町議会定例会開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明申し上げたいと思います。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。新規感染者数は、昨年8月下旬以降減少傾向に転じたものの、新たなオミクロン株の出現により年明けから急激に増加に転じ、まさしく第6波の様相を呈しているところであります。まん延防止等重点措置も全国的に発令され、飲食店等への時短営業要請や医療供給体制の確保、3回目のワクチン接種促進など対策強化を進めたところ、感染拡大はピークアウトをしつつあるものの依然として高止まりの状況が続いており、経済を含めた先行きの見通しは不透明であるところであります。

こうした中、政府は新型コロナウイルス感染症対策に傾注するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動、国民の安全・安心の確保を柱とするコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を策定し、経済社会全体の豊かさを高め、その果実をしっかりと分配する新しい資本主義を起動させ、経済を自律的な成長軌道に乗せるとしてあります。

加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、積極的な温暖化対策を通じて産業構造や社会構造の変革を成長につなげるとともに、先端技術やイノベーション、人への投資を行うことで生産性を引き上げ、成長と分配の好循環を実現するとしてあります。

当町の財政状況はコロナの影響による町税の大幅な減収がないものの、医療、介護、障がい、子育て支援などの扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化対策をはじめとする投資的経費の増加が避けられず、事業実施に当たっては町債の発行に頼らざるを得ず、今後も高い水準で町債償還が推移するなど一層の厳しさを増す状況にあります。

しかしながら、安定的な行政サービスを提供し、魅力あるまちづくりを推進するためには、新型コロナウイルス感染症対策を適時適切に講じつつ、令和3年度を計画初年度とする笠松町第6次総合計画に基づき各種施策を着実に実行していかねばなりません。

限られた財源の中、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、新たな発想や取組によるまちづくりを推進するとともに、行財政基盤を強固にし、きめ細やかな行政サービスを提供していくことが私に課せられた責務であると認識しております。

それでは、新年度の予算編成に対する考え方について御説明いたします。

当初予算編成に当たり、笠松町第6次総合計画基本構想に掲げたまちの将来像「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現に向け、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまち、にぎわいと活力のあふれる創造のまち、便利で快適に暮らせるやすらぎのまち、安全で安心して暮らせる住みよいまち、官民協働で築き上げる持続可能なまちの6つの基本方向を掲げ、「まちの魅力を生かしたにぎわいと癒やしのまちづくり」の理念の下、将来像達成に向けて優先すべき事業に集中投資するとともに、将来への財政負担を先送りしない堅実な予算としました。

これらの方針を基に編成した令和4年度の歳入歳出予算は、一般会計72億9,570万円、国民健康保険特別会計21億5,661万7,000円、後期高齢者医療特別会計3億4,732万5,000円、介護保険特別会計18億9,489万5,000円、水道事業会計5億7,604万1,000円、下水道事業会計14億7,382万2,000円、計137億4,440万円となり、総額につきましては前年度と比較して3.85%の増となりました。このうち、一般会計につきましては前年度比5.15%の増となっています。

また、国民健康保険特別会計については1.58%の増、後期高齢者医療特別会計については8.20%の増、介護保険特別会計については2.20%の増となっています。また、公営企業会計の水道事業会計については7.38%の減、下水道事業会計については7.03%の増となりました。

それでは、次に、6つの基本方向に基づき、新年度重点的に取り組む事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまちとして、誰もが心豊かな生活を送ることができるよう地域福祉を進めるとともに、健康づくりを支援し、医療体制の整備に努めてまいります。また、高齢者、障がいのある方への支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

現在、高齢者を中心に進めています3回目の新型コロナワクチン接種について、幅広い年齢層に希望どおり早期にスムーズな接種が可能となる接種体制を確保し、接種を希望される全ての皆様に安心して接種いただけるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援として、病院や助産師と連携し、産前・産後の切れ目のないケア体制を構築し、安心して出産できる環境を整えるほか、新こども館では乳幼児親子から高校生まで誰もが気軽に過ごせる場を創出してまいります。また、お子さんの誕生を祝福するため、白川町の県産材を使用した積み木をお贈りする子育てウッドスタート事業を森林環境譲与税を活用して継続してまいります。

次に、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまちとして、将来を担う子供の心身の健全な育成を促す環境を整備するとともに、誰もがいつでもどこでも学び、活動することのできる場の充実を図ってまいります。

中学校の老朽化しているトイレは、生徒会にて環境改善の意見を取りまとめ、町へ提出され

た要望書に基づいて大規模改修工事を行います。施工に当たっては、生徒たちが提案する新しいスタイルで、誰もが使いやすいトイレとなるよう計画的に進めてまいります。また、将来を担う子供たちのまちづくりへの参画を推進するかさまつ子どもまちづくり委員会や起業を疑似体験する官学連携青少年キャリアサポートなど、授業では体験できない学びの場を提供してまいります。

そのほか、スポーツ活動の推進として、県内プロスポーツのFC岐阜、岐阜スゥーパス、丸杉ブルビックの支援を通じ、町の様々な活動と連携し、トップアスリートとの交流を通じてスポーツに取り組む環境づくりを促進するとともに、スポーツ活動の裾野を広げ、地域におけるスポーツ文化の醸成を図ってまいります。

次に、にぎわいと活力あふれる創造のまちとして、木曾川の雄大な自然や四季折々の豊かな風景、先人から受け継いできた伝統文化など、多くの魅力ある資源を生かした観光やイベントの拡充を進めるとともに、河川空間を活用した新たなにぎわいを創出し、人と自然が調和した活力あるまちづくりを進めてまいります。従来の行政によるまちづくりイベントの見直しを行い、時代の変化やニーズに合った地域イベントの企画運営、観光資源の開発などを笠松町プロモーション協会と連携し、民間の知恵やノウハウ、ネットワークやスピード感を取り入れながら民間主導によるプロモーションを展開してまいります。

そのほかSNSを活用した観光、イベント情報の積極的な発信に加え、ふるさとかさまつ宅配便の拡充に努め、笠松町のさらなる魅力発信に取り組んでまいります。

次に、便利で快適に暮らせるやすらぎのまちとして、自然環境と調和した快適な住環境の整備、安全な道路をはじめとした交通環境の向上、河川や上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちづくりを推進してまいります。また、清潔な住空間の整備を進め、さらなる資源循環型のまちづくりの構築を進めてまいります。

便利で快適な道路網の整備として、羽島用水パイプライン上部利用を順次整備するとともに、通学路の横断歩道周辺や路肩のカラー舗装化を実施し、歩車道分離による安全な生活道路網の整備を計画的に進めるほか、デマンドタクシー運行の実証実験を継続し、地域の実情に合った新たな交通サービスの導入について検討を進めるなど、さらなる公共交通の充実に努めてまいります。

また、公共下水道事業においては、清潔で快適な環境の整備を推進するため、笠松町污水処理施設整備構想に基づき、北及・門間地内の下水道事業を進め、周辺地域の皆様の生活環境の向上を図るとともに、下羽栗地域の排水路改良事業についても今後の整備について関係機関との協議を継続してまいります。

そのほか、さらなるごみの排出量削減、再資源化を推進するとともに、白川町の交流や住民主体で新たに発足される環境保護団体との連携により、自然環境保護意識の醸成に引き続き取

り組み、循環型社会の構築に努めてまいります。

次に、安全で安心して暮らせる住みよいまちとして、住民の生命と財産を守るため、災害に備えた体制の強化を図るとともに、住民誰もが日常生活における不安を感じることなく過ごすことができるよう災害に強いまちの構築を進めてまいります。また、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりにも努めてまいります。

大規模災害時などにおける備えとして、緊急情報の伝達手段である防災行政無線親卓の更新に合わせ、LINEや携帯エリアメール、SNSなどと連携した防災情報発信の強化を図るとともに、備蓄食料などの定期的な更新を進めてまいります。また、自主防災会が整備する防災備品に対する助成や一般木造住宅の耐震診断、改修工事及びシェルター設置に対する助成を継続し、地域防災力の向上に努めてまいります。

そのほか、防犯対策の目的で町内会が設置する街頭防犯カメラに対する助成や、近隣の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある空き家対策を専門家団体と連携して取り組み、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

最後に、官民協働で築き上げる持続可能なまちとして、官民協働・住民参加のまちづくりを推進するとともに、ICT技術を取り入れるなど効率的で健全な行財政運営を推進してまいります。

マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカード及びマイナポイントの支援窓口の継続、電子認証を利用した電子申請による行政手続の拡充、窓口手数料などのキャッシュレス決済導入により住民の利便性向上を図り、スマート自治体への転換に向けた取組を進めてまいります。

また、岐阜市と締結した岐阜連携都市圏に基づき広域的な事業展開を促進するとともに、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高等学校との官学連携を深め、地域の課題に取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端と令和4年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして順次その理由、内容などについて御説明いたしますので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認1件、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ほか8件の条例案件9件、羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議1件、笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定1件、財産の無償譲渡1件、町道の路線認定1件、令和3年度一般会計補正予算ほか3件の補正予算4件、令和4年度一般会計当初予算ほか5件の当初予算6件、以上24件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（田島清美君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めたものであります。

3ページにございますが、令和4年1月12日に専決をさせていただきました令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）でありまして、補正額は82万3,000円であります。ほとんどが国庫補助金のコロナ交付金対象の補正を行ったものでございます。

歳出のほうから御説明申し上げますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費であります。ワクチン接種に係る高齢者の移動手段としてタクシーや巡回町民バスを確保いたしますが、2回目までのワクチン接種におけるタクシー乗車について利用者数が想定を下回ったこと、そして第3回目接種時の利用数を試算して利用者への補助金を差引き484万5,000円減額するものであります。

ワクチン接種会場タクシー乗車補助金でございますが、2回目接種までの利用金額を実績として187万8,950円でありました。これは平均運賃2,100円から自己負担200円を差し引いて、6,083人が対象でございます。その2往復分の30%を想定して1,380万円を見込んでおりましたが、結果的には先ほど申し上げました金額で4%ほどしか利用がございました。それで、3回目接種の利用想定額を700万円強として差し引き、先ほど申し上げました484万5,000円を減額するものであります。財源は、国庫のコロナ関係の交付金を減額しております。

第8款の消防費、第1項 消防費、第2目の消防施設費ですが、こちらは南部コミュニティセンターの2階廊下天井部分で屋上防水シート等の経年劣化が原因とする雨漏りが発生し、早急に修繕するため工事請負費を82万3,000円増額させていただきました。全額コロナ対策の交付金を活用しております。

また、6ページの第9款 教育費、第2項 小学校費と第3項 中学校費、第1目 学校管理費でございますが、こちらは国のGIGAスクール推進及びコロナ感染対策による学校休業等の措置に備え、特別教室等の使用頻度の高い教室を対象にアクセスポイントを整備するとともに、オンライン授業を実施する上で必要な電子黒板用スクリーンの経年劣化が著しいため取替えを行うための所要の補正を、小学校で322万3,000円、中学校で162万2,000円補正したものであります。

小学校の内訳でございますが、工事請負費として特別教室のW i - F i 設置工事で最終的には362万4,500円が必要となり、12月に補正を306万4,000円しておりまして、今回、差引き56万1,000円補正したものであります。利用テストの段階で感度の悪い部屋を追加工事したもので、それぞれの小学校の特別教室、職員室等にこういったものを設置しております。

また、備品購入で電子黒板用スクリーンは小学校では55幕、こちらは5年経過しておりまして劣化が進んでいるため、今回補正対応で購入することといたしました。

中学校についても同じように、アクセスポイントでは36万3,000円の補正、これは進路学習室等に設置を追加いたしました。電子黒板用スクリーンは26幕を補正させていただきました。

財源は、いずれもコロナ対策の臨時交付金を充てております。

以上が専決の内容でございます。

7ページをお開きください。

第2号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年8月10日に人事院が行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出において、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が提示され、当該措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日施行予定とされております。地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他勤務条件については、国家公務員の措置と均衡、つまり釣合いですね、を踏まえることが求められておりまして、令和4年4月1日より適用すべく所要の改正を行うものであります。

議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。第2条と第18条の関係ですが、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和ということで、育児休業の取得要件の緩和と部分休業の取得要件の緩和を旧のほうに書いてございますが、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものであります。

2つ目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を所属長等へ義務づけるもので、第22条では、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を義務づけるもので、第23条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、研修の実施、相談体制の整備等の措置を講ずることを規定します。

以上、育児休業等についてはこの条例で規定しますが、非常勤職員の介護休暇、子の看護休暇及び介護時間については笠松町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めておりますので、こちらは別途改正予定でございます。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

続きまして、9ページをお開きください。議案資料では3ページになっております。

第3号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定、この後第5号議案で提案させていただきますが、この内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うものであります。

地方自治体は国に先行して給与改定をしないように毎年技術的助言がなされていることもあり、例年12月期末手当の基準日、つまり12月1日の前に国の給与法の改正に準じて11月中に職員の給与に関する条例を改正していますが、令和3年は給与法の改正が12月以降となったため、国の改正を待つてこれに準じた改正を行うものであります。ですから、令和3年度においては12月期の期末手当の引下げを行いませんでしたので、引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整を行うものであります。

3ページの新旧対照表にありますように、条例第5条第2項、期末手当の支給割合は、6月と12月が2.225月が2.15月、年間では0.15月の減となります。

施行期日は令和4年4月1日で、ただし、6月期の期末手当については令和3年12月期の期末手当0.15月分相当を減額することになります。

10ページをお開きください。

第4号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し特別職の期末手当の支給に関し所要の規定整備を行うもので、内容は先ほどの第3号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、11ページから12ページにわたっております。

議案資料では5ページでございますが、第5号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

令和3年度においては12月期の期末手当で引下げを行いませんでしたので、引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整を行うものであります。

議案資料の5ページの新旧対照表のように、期末手当の支給月数の改定を1.275月分を1.2月分、年間では2.55月分を2.4月分に引き下げるものであります。勤勉手当の変更はありません。参考までに、再任用職員は年間0.1か月分の引下げとなります。

施行期日は令和4年4月1日で、こちらも同じように6月期の期末手当については、令和3

年12月1日現在の職員区分において令和3年12月期の期末手当0.15月相当分を減額するものがあります。

続きまして、議案の13ページをお開きいただきたいと思います。議案資料は、6ページ、7ページとなっております。

第6号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票及びその写しの交付、戸籍の附票の除票及びその写しの交付に係る法的根拠が明文化されたことに伴い、除票及び戸籍の附票の除票に係る交付手数料に関し所要の規定整備を行うものであります。

内容としては別表関係の改正でございまして、住民票除票の写しの交付手数料について、従来、手数料条例別表第6項第1号の規定により、住民基本台帳法第12条または第12条の3に基づく住民票の写しの交付事務の一部として取り扱い、交付手数料を徴収していましたが、議案資料の6ページの新旧のところの新の下のほうにありますように、住民基本台帳法第15条の4に住民票に係る規定が明文化されたことに伴い、事務内容の引用条項を整理し、明確化を図るものであります。

また、新旧対照表7ページの戸籍の附票の除票の写しの交付手数料について、従来、手数料条例別表第6項第4号の規定により、住民基本台帳法第20条第1項、第3項または第4項に基づく戸籍の附票の写しの交付事務の一部として扱い、交付手数料を徴収しておりましたが、住民基本台帳法第21条の3に戸籍の附票の除票に係る規定が明文化されたことに伴い、事務内容の引用条項を整理し、明確化を図るものであります。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案の15ページであります。併せて議案資料8ページから21ページにわたっております。

第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

市町村国保財政は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの収まりや高齢化の進行、医療の高度化等に伴う医療費の伸び、それから次期国保総合システムの更改費用の負担など保険者負担の増加が見込まれる状況にあります。当町は基金を活用し税率の上昇抑制に努めていますが、県より示される標準保険料率との乖離縮小、それから国保事業費納付金の変動や医療費の増加に備え、持続可能な国保財政の基盤強化を図るため、令和4年度の税率の改正を行うものであります。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の減額措置が講じられることを踏まえた所要の規定も併せて整備を行っております。

そのほか保険税の適用関係に変更を加えるものではありませんが、規定の明確化を図るため

の字句等の所要の整備を行うものであります。

まず新旧対照表の9ページのところですが、第1条関係ですが、今まで所得割額とか均等割額とか平等割額と言っていたものは、改正後は基礎課税額の所得割額、基礎課税額の被保険者均等割額、基礎課税額の世帯別平等割額と改めます。

そして、第2条関係ですが、こちらは4月1日施行であります、令和4年度の国民健康保険税の改正案は8ページの上の段の表の網かけのように改正いたします。

それからその下の表にありますように、第23条に未就学児に係る均等割額を2分の1減額する規定を、一番下のところのなしというところですね、「2万9,200円」を「1万4,600円」というように追加します。

それから低所得者世帯の割合ですね、7割、5割、2割削減の関係ですが、そちらはその上の3行となっております。2分の1に減額されます。

施行期日は、第1条関係は公布の日で、第2条関係の税率改正及び未就学児に係る国保税の均等割額減額措置は、令和4年4月1日施行であります。

それから19ページをお開きください。議案資料では22ページからとなっております。

第8号議案 笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

道路構造令の一部を改正する政令が施行され、道路構造令に自転車通行帯の規定が追加されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

また、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行され、自動運行補助施設や歩行者利便増進道路等の規定が整備されたことに伴い、それぞれ所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の22ページの、まず第7条の2の関係のところですが、自転車通行帯であります、本来自転車専用の通行空間が必要でも、用地上の制約から従来の自転車道に必要な幅員、2メートル以上ですが、確保できないため自転車道の整備が進まない状況の中、道路構造令上に新たに自転車通行帯、こちらは幅員が1.5メートル以上ですが、これに関する規定等が追加されたことに伴い、今後町が整備する町道において自転車通行帯を設けることができるように規定整備するものであります。

それから資料の24ページの第31条関係の自動運行補助施設ですが、こちらは政令により自転車の通行運行補助施設、磁気マーカ―とか電磁誘導線等ありますが、これを道路管理者以外の者が道路の占用許可を受けて路面上や路面下に設置する場合の基準として、道路の構造に支障を及ぼさない場合は道路上の設置を認めるとされることによる所要の規定整備を行うものであります。

そして、資料の25ページの第42条関係ですが、歩行者利便増進道路、通称ほこみちと言うら

しいんですが、政令により、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、道路に歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備できる規定が設けられたことによる所要の規定整備を行うものであります。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案の22ページ、議案資料は26ページからとなっております。

第9号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

全国で消防団員が2年連続1万人以上減少し、地域防災力の低下、住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すことが懸念されることから、消防庁において消防団員確保のための団員の処遇を検討した結果、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に基づき、今回所要の見直しを行うものであります。

まず服務規律における災害種別を、「水火災その他の災害」から「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。））」というように、この関係は26ページの新旧対照表の第9条に書いてございますが、そういった字句の改正を行います。

その下の第13条にありますように、非常勤消防団員の報酬種別を年額により支給する年額報酬と出勤に応じて支出する出勤報酬とし、各報酬額を定めるものであります。年額報酬の金額変更はございません。

それから第3項の出勤報酬が加わり、こちらは費用弁償から報酬へ変更され、金額も見直され、災害の場合、1日につき8,000円、警戒の場合は1回につき2,000円、その他訓練等の場合は1回につき2,000円と規定されます。

それから資料27ページにありますように、出勤報酬が創設されまして費用弁償の規定を行っております。団長及び副団長が公務のため旅行した場合、笠松町職員等の旅費に関する条例の規定に基づき費用弁償を支給する旨を規定しております。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

それから24ページをお開きください。

議案資料では28ページであります。

第10号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、年金担保貸付制度は年金受給者の一時的な資金需要に対して年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う制度として、資料の28ページの旧のところのただし書の2つの公的機関に限って利用されてきましたが、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ、利用者の困窮化を招くことが指摘されたため、平成22年12月の閣議にて廃止されることが決定されました。閣議決定後は段階的に事業規模等の縮小を図りながら、令和2年の年金制度の改正において令和4年3月末での廃止が決定されたことによる消防団員等公務災害補償等責任共済

等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。第3条第2項のただし書を削除するだけであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

続きまして、25ページ、議案資料では29ページであります。第11号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議についてであります。

羽島郡二町教育委員会共同設置規約第6条及び第12条の文言を整理し、対象者と支給について条例に基づいた表現に明確化するため所要の見直しを行うものであります。

現在実施されている事業内容と例規の文言の整合性を図るため、羽島郡二町教育委員会共同設置規約第6条及び第12条の一部を変更するものであります。本来ですと平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございましたが、そのときに失念していましたので、今回気がついて改正するものであります。第12条で教育長、事務局職員、フルタイム会計年度任用職員に支給するのは給料及び旅費、それから委員会の委員、附属機関の委員、パートタイム会計年度任用職員については報酬及び費用弁償を支給するというように変更するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

26ページをお開きください。

第12号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についてであります。

笠松町多目的運動場の管理について、平成25年4月から指定管理者を3年ごとに指定して行ってまいりましたが、この3月31日をもって指定期間の3年が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和4年4月以降も引き続き指定管理者に管理を行わせるため、同条第6項の規定に基づき、指定管理者の指定に当たり町議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、笠松町多目的運動場のAとBであります。

指定管理者として指定する団体等は、一般財団法人の岐阜県サッカー協会、主たる事務所の所在地は、岐阜市六条大溝3丁目8番地の13号であります。

今回の指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

なお、この多目的運動場の人工芝は平成24年度整備から10年が経過し、老朽化に伴う人工芝の張り替えを実施する必要があります。総額6,000万円の事業費に対して、今回、日本サッカー協会が3,000万円を負担、残る3,000万円のうち半分の1,500万円ずつを指定管理者と笠松町で負担することとなります。そのため、令和4年度についてのみ通常の指定管理料に1,500万円を加えた2,500万円を負担します。

なお、新しい人工芝は耐久性が向上しているため15年先を目標に張り替えを行いますが、令和2年4月から利用料金を値上げしたことで、今回の人工芝張り替えに伴う町の追加負担はな

い予定であります。ただ、これは年間の指定管理料である1,000万円を現状維持で続けていくことが前提となるものであります。

以上が指定管理の関係でございます。

27ページをお開きください。

第13号議案 財産の無償譲渡についてであります。

旧こども館施設の建物は借地の上に建築されており、本来であれば建物を取り壊し地権者へ土地を返却するところではありますが、社会医療法人蘇西厚生会より、令和4年4月から旧こども館敷地として笠松町が賃貸借していた土地を同法人が新たに借りるに当たり、建物をそのまま活用したい旨の申出を受けたため、建物の資産価値と取壊し費用を比較するなど総合的に検討した結果、無償で同法人に譲渡することが町にとって有益であると判断することから、条例の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

無償譲渡する財産の所在地、構造、建物面積、建築年は記載のとおりで、築54年の建物であります。

無償譲渡の期日は令和4年4月1日でありまして、参考までに、笠松町公会計上の資産額は、令和4年3月31日現在で423万5,033円であります。

なお、この旧こども館建物の資産額は、耐用年数が24年でありますので、こちらは1円しかございません。ただし、平成29年に施設修繕した空調設備、建物塗装等の資産額が423万5,032円残っておるからその評価となります。

それで、施設の取壊し費用でございますが、建物にアスベストが含まれていない場合が1,100万円強、仮にアスベストが含まれていた場合2,800万円強でありますので、こういった判断を行ったものであります。

なお、旧こども館用地のうち町有地650平方メートル分の売却については、同法人が町有地に隣接する土地所有者と今年4月から有効となる賃貸借契約を既に締結されており、笠松町普通財産売払事務取扱要綱の規定に基づき、土地の地形などから第三者が単独で町有地を利用することが困難であると判断し、同法人との随意契約により土地の売却を行い、財産売払収入として、この後御説明いたします補正予算に上げております。

売却予定額は2,449万3,300円で、こちらは相続税の路線価の平方メートル単価4万1,000円ではありますが、これに奥行補正の0.97を掛け、さらに不整形補正の0.96と、それから時点修正の0.987を掛けて平方メートル単価が3万7,682円ということで予定しております。

所有権移転の期日は、令和4年3月31日であります。

28ページをお開きください。議案資料では30ページと31ページになっております。

第14号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

北及地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

資料の30ページが北及75号線で、延長が51メートル、幅員が6メートルから11.7メートル、資料の31ページが北及76号線で、延長が15.5メートル、幅員が6メートルから8.8メートルであります。

続きまして、議案の29ページをお開きください。

第15号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正額は2億215万5,000円であります。

今回の補正内容は、大部分が新型コロナウイルス関連事業とその他の事業の事業費の確定、精算に伴い、不用額、契約差金等を補正させていただくものでありますので、主な内容についてのみ御説明させていただきます。

いつものように歳出のほうから御説明いたしますが、42ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 町民バス運行費であります。こちら、まず一番最初は新型コロナウイルス感染症拡大による各種行事が中止になり、随時バスの利用が非常に少なかったことにより75万円を減額するものであります。

それからデマンドタクシーの関係ですが、運行の実証実験の負担金の関係ですが、この基本料金を全て利用者負担としたことによる負担金の減額を37万円減額しております。

それから財源内訳補正を行っておりまして、公共施設巡回町民バス運行事業費を一般財源に今回比較的余裕がございましたので、当初予算で予定しておりました、かさまつ応援基金繰入を行っての財源充当をなくす財源内訳補正を行っております。

それから42ページの第8目 諸費で44万5,000円の補正を行っております。こちらは、岐阜県地域公共交通協議会において策定する生活交通確保維持改善計画に維持確保が必要な系統として位置づけられたバス路線に係る経費について、県補助のほかに関係4市町である岐阜市、岐南町、笠松町、各務原市の岐阜川島線支援に関する協定書、この規定に基づき、4市町の住民の移動を確保する観点から支援を行うため補助金を44万5,000円補正しております。これは延長は全体が13.3キロメートルございますが、その3.4キロメートル分を笠松町が負担しております。今、今回の補助対象期間は令和2年10月1日から令和3年9月30日までで、令和2年10月より平日朝2便、夕方2便、1日2往復ですが、減便して運行されておりました。それで、これまでの国庫補助対象より外れ、その欠損分、赤字分ですね、これを県と2市2町で負担するもので、この後の期間の令和3年10月1日から今年の3月31日までの運行は岐阜バスが負担して、欠損補助の申請はしない予定であります。ですから、3月31日運行で、この岐阜川島線は廃線となります。

それで、令和4年4月1日から新路線の笠松川島線が岐阜バスにて運行されます。川島松倉から河川環境楽園、米野、江川、無動寺、中野、円城寺、そして笠松駅、岐阜工業高校前、松波総合病院まで1日5往復運行されるそうです。運賃はバス会社で設定されまして、欠損分、赤字分は、県及び各務原市が負担するというので、笠松町の負担はございません。下羽栗地域の住民の利便性は向上すると思います。

それから43ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、令和3年度かさまつ応援寄附金と基金利子を基金に積み立てるため、積立金を1億497万9,000円増額いたします。

それから43ページから44ページにまたがっておりますが、第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費ですが、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修を実施するため、委託料を311万9,000円増額します。これは情報センターの委託料であります。マイナンバーカードを持っている方は、転出時に笠松町で証明書ももらって、それから転入先で手続を行っておるわけですが、完成後はマイナポータルで自分で手続すれば転入先のみワンストップ手続になるという、そういったシステムの改修でございます。

次のページの本年度実施を予定しておりました情報提供用個人識別符号取得作業が、こちらは令和4年8月に延期されてしまいましたので、委託料を151万8,000円減額しております。

なお、さっきのワンストップの関係の委託料は、全額国庫補助金で対応しております。

それからちょっと飛びまして、45ページですが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費であります。保育所への補助金が149万6,000円計上してありますが、こちらは保育士の処遇改善のため賃上げを行うことに対し補助するため補助金を計上しております。第一保育所が32万1,880円、松枝保育所が36万2,900円、下羽栗保育所が37万4,800円、笠松保育園が43万6,080円です。全額国の補助金で対応いたします。

それから備品購入の補助金の増額が190万円ございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策のための備品、消耗品等の購入に対し補助するため保育環境改善等事業補助金を増額しております。第一、松枝、下羽栗、笠保に行くもので、財源の2分の1は国の補助金を活用いたします。

また、第3目 子育て支援推進費ですが、こちらは放課後児童クラブ指導員の処遇改善のため、報酬を21万3,000円増額しております。こちら国も補助金を活用して行っております。

それから第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費ですが、こちらはがん患者医療用補正具購入費助成金の申請件数が当初の想定より増えたため、扶助費を10万円増額しているもので、今年度からがん患者医療用補正具購入補助金をメニューに加えましたが、こちらが原因で増えておるものであります。

それから46ページの第2目 予防費ですが、新型コロナウイルスワクチン接種による副反応

により健康被害と認められた方への給付費用を、予算上、賠償金として8万7,000円計上しております。医療費が1人分で5万円、それから医療手当として3万7,000円、これはいろんなパターンがあるそうですが、月3日以上の場合3万7,000円というパターンがあるそうですが、この1人分を頭出しして計上しております。全額国の負担金を充てております。

それから46ページですが、第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、まん延防止等重点措置に基づく時短営業等に応じて全面的に協力する事業者に対して支給する協力金の第3弾並びに第4弾の額が確定したこと及び、第5弾並びに第7弾の費用負担に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市町村負担金を、これはプラスマイナスがございまして、結果的に37万円増額するものであります。

第3弾と第4弾は確定しておりまして、こちらは36万1,000円が減額で、第5弾は5月5日から6月20日までの47日分でございまして、期間によって違うんですが、1日2万5,000円から3万円の助成があるわけですが、これに対し笠松町が町村負担として0.25%を負担するものであります。

それから第7弾は8月17日から9月30日までの45日間で、こちらも2万5,000円から3万円の1日当たりの助成を行うもので、笠松町では約30事業者が該当しております。

なお、第6弾は飛んでおりますが、これは市だけでしたので、笠松町は関係しておりません。全額国の臨時交付金で充てております。

あと、48ページですが、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染対策として、夢の教室授業をオンライン形式に変更して実施したことにより、既決予算77万円ございましたが、委託料を31万2,000円減額しております。

そして、こちらでも幼稚園の補助金の補正をしておりますが、これは幼稚園教諭の処遇改善のため賃上げを行うことに対して補助するため、補助金を24万5,000円計上しております。対象は双葉幼稚園であります。全額国の交付金を充てます。

それから、第2項 小学校費、第2目 教育振興費ですが、こちらは学校における感染症対策を支援するに当たり必要な消耗品を購入するため、まず消耗品を80万5,000円増額しております。各小学校消毒アルコールとか、飛散防止ガードとか、いろんなものを購入される予定であります。

また、同じように、この感染対策を支援するに当たり必要な備品を購入するため教材器具費を325万8,000円増額しております。各小学校タブレットドリルとか、あと空気清浄機とか、デジタル教科書を学校の判断によって購入されております。2分の1が国庫補助金で対応できます。

ですから、同じように第3項の中学校費でも、この学校における感染症対策を支援するに当

たり必要な消耗品を中学校では8万5,000円、使い捨てのプラスチックグローブとかディスボ遮眼子、目に当てるやつですね、検眼するときの道具ですが、これを買われますし、備品としては、空気清浄機とかソファベッドを予定されております。2分の1は国の財源で対応いたします。

あと50ページへ飛びますが、第11款 諸支出金、第1項 基金費、第2目 減債基金費であります。こちらは普通交付税に臨時財政対策債償還基金費が措置されたため、この措置相当額及び利息額を積み立てるため、減債基金積立金を1億708万5,000円増額させていただきます。

なお、この減債基金ですが、現在1,100万円ほど残高がございまして、これに加わりますので1億1,820万円ほどの額となります。

それから第11款 諸支出金、第1項 基金費、第3目 社会資本整備基金費であります。先ほどもちょっと申し上げましたが、旧こども館の売却代及び利息を積み立てるため、積立金を2,448万5,000円増額させていただきます。令和3年度末では5,110万円強の残高となります。

次に、歳入でございますが、今触れなかったものの主なものだけ御説明申し上げます。

36ページをお開きください。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税であります。普通交付税の再算定により交付税額を1億5,900万円増額しております。

それから37ページの第13款 使用料及び手数料、第2項 手数料、第3目 衛生手数料であります。こちらはごみ袋の販売数及び粗大ごみの排出量の実績について既定予算を下回る見込みとなったことにより、一般廃棄物処理手数料を3,591万円減額するものであります。

可燃の袋につきましては、想定より、いわゆる買いだめですね、これが少なかったこと、それから粗大の持込みに対する処理量に関しては、10月1日前に多分皆さん出し切られてしまったため下回るということで、この3,591万円減額させていただきます。

それから第16款 財産収入につきましては、こども館の関係ですので省略します。

それから41ページの第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入であります。今回の補正に伴い財源に充てておりました財政調整基金繰入金を2,355万8,000円減額させていただきます。

それから第3目 雑入であります。令和3年度に岐阜県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施します高齢者の保健事業と介護予防の一体実施に係る収入を1,032万2,000円増額させていただきます。このお金、もとは国の補助金ですが、広域連合を介して歳入されますので、町が受け取る時は雑入ということになります。令和4年度からは当初予算に計上しておりますので御承知おきください。

あとは、町債は少し金額を訂正しております。41ページですが、訂正しております。

それから34ページですが、8つの事業を翌年度に繰り越すということで、金額的には8,700

万円強であります、翌年度へ事業繰越しをいたします。

このうち土木費のパイプライン上部利用の関係ですが、こちらは国とか羽島用水、あるいは地権者との交渉に時間を要してしまいまして、それが終わったら、今度は雪が多くて工期が進められなかったため5月末まで工期を延長するもので、大半は今年度中に終わり、舗装だけが残るような感じで進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上が一般会計の補正予算であります。

○議長（田島清美君） 提案説明の途中ですが、この際、40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時40分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案説明の続きをお願いいたします。

○副町長（川部時文君） それでは、続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

51ページの第16号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回3,143万2,000円の増額補正をさせていただきます。

歳入につきましては、県の交付決定等に伴う補正や、新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置に対する財政支援として、特別調整交付金のほか、新たに第8款の国庫支出金に災害等臨時特例補助金を設ける増額補正を行うものであります。

歳出につきましては、医療費の伸びに伴う保険給付費の増額や、令和2年度特別交付金（特定健康診査等負担金）等の精算に伴い、償還金の増額補正を行うものであります。内容については説明を省略させていただきます。

続きまして、58ページの第17号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

146万4,000円の増額をさせていただきます。

歳出につきましては、61ページのところでありますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額確定及び保険料の収入が増加し、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金の予算不足が見込まれるため、後期高齢者医療広域連合納付金を396万7,000円増額させていただきます。

また、健診受診率が予算を下回る見込みであること及び、訪問口腔健診事業を見直し口腔健康診査として実施したことにより郵送料及び健診委託料が不要となったため、健康診査費を250万3,000円減額します。

歳入につきましては、保険料の収入が増加する見込みのため、保険料を515万8,000円増額し

ます。そして、健診受診率が予算を下回る見込みであること、訪問口腔健診事業を見直し口腔健康診査として実施したことにより、訪問口腔健診補助金及び保健事業費委託金を250万3,000円減額します。

また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことにより、繰入金を119万1,000円減額いたします。

次に、62ページの第18号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

2,715万2,000円の増額補正であります。

歳出につきましては、68ページからでございますが、居宅介護サービス費及び地域密着型介護サービス費などの給付額増加に伴う保険給付費の増額を3,752万4,000円、そして、基金積立金を1,037万2,000円減額するものであります。

歳入につきましては、保険給付費の増額に伴い、国庫負担金、支払基金交付金、県負担金、一般会計からの繰入金及び基金繰入金の増額をそれぞれ行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料を減免した保険料額に対し、国からの財政支援のための補助金17万2,000円等の補正を行うものであります。

そして、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金の増額及び一般会計繰入金の補正を行っております。

また、低所得者保険料軽減繰入金の国及び県負担金の交付決定に伴う補正も266万9,000円行うものであります。

以上が特別会計の補正予算であります。

続きまして、令和4年度一般会計予算書をお開きください。

第19号議案 令和4年度笠松町一般会計予算であります。

冒頭、町長が予算の要旨を申し上げましたので、なるべく重複しないように御説明申し上げます。

歳入歳出予算額は72億9,570万円、5.15%の増でございます。後ほど資料の主要事務事業を使って説明させていただきます。

予算書の9ページをお開きください。

9ページの第2表の地方債であります。令和4年度は道路新設改良事業として2,630万円、交通安全施設整備事業として360万円、そして学校教育施設等整備事業として3,170万円、社会教育施設整備事業として1,320万円、そして、臨時財政対策債は1億4,400万円を予定しております。昨年度より2億3,140万円減少しております。

それでは、主要事務事業により主な項目を御説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。

第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人でございますが、昨年度より9.93%増の11億9,650万円と見積もりました。現年課税分の均等割については、納税義務者数で38人増の1万1,523人、約10万円の増となっております。所得割については、昨年度はコロナウイルスの影響により10%の減を見込みましたが、令和4年度につきましては、令和3年度の課税実績に民間賃金の伸び率、住宅ローン控除の特例期間の延長などを考慮して1億800万円増の11億4,490万円と見積もっております。

第2目 法人につきましては0.55%増で見積もっております。内訳として、均等割は昨年度より2社増の579社を課税法人数として見込み、90万円減の5,650万円、法人税割は令和3年度実績により150万円増の5,270万円を見積もりました。

第2項 固定資産税につきましては4.37%増と見積もっております。

第1目 固定資産税、現年課税分の土地については990万円減の5億6,650万円、家屋については新築121棟を見込み、4,940万円増の5億4,110万円、償却資産については1,290万円増の1億3,250万円と見込んでおります。土地の減につきましては宅地の評価額下落によるもので、家屋については、前年度に新型コロナの影響に伴う減免特例分を見込んでいたことに加えまして、新築家屋の増及び滅失家屋の減によるものであります。償却資産の増についても同様に、前年度の減免特例を考慮したものであります。

第3項 軽自動車税ですが、3.22%の増と見積もっております。

第1目 環境性能割は、賦課台数を10台減の96台として13.1%の増、213万7,000円と見込んでおります。

第2目 種別割は81台増の6,641台、令和3年度税制改正による自家用自動車の特例対象車両が減少することなどにより150万円の増と見込んでおります。

第4項 町たばこ税については、売渡し本数は年々減少しておりますが、税率が段階的に上がっていることから310万円の増で見積もっております。

第2款 地方譲与税から第9款 地方特例交付金につきましては、令和3年度の交付見込みに国の地財計画や県推計による伸び率を乗じて積算しております。このうち第9款 地方特例交付金につきましては、令和3年度限りで新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として固定資産税の減収補填がありました。今年度はありませんので廃目としております。

第10款 地方交付税につきましては、普通交付税は地財計画により推計し、令和3年度の実績から5.8%減の13億900万円を見込み、特別交付税につきましては通常分のみを計上しており、合計では1億6,100万円の増で見込んでおります。

これ以降の項目は歳出絡みのものがほとんどでありますので、主なものだけを説明させていただきます。

5ページの第13款 使用料及び手数料であります。第1項 使用料の教育使用料が391万円の増となっておりますが、これは施設使用料改定による増となっております。

6ページの第2項 手数料の衛生手数料が671万4,000円の増となっておりますが、こちらは家庭系一般廃棄物処理手数料について、令和3年度が当初購入と半年分だったことに対し、実績により1年分を見込んだことにより460万円の増、事業系が198万円の増となっております。

飛びまして、11ページの財産収入が2億3,915万5,000円の増となっており、1枚めくっていただき、12ページの第2項 財産売払収入ですが、こちらは岐南町と共有しております羽栗社会教育施設の当町所有分を岐南町へ売却することに伴う収入を計上しております。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金ですが、1億823万4,000円の減となっております。

第1目 財政調整基金繰入につきましては、昨年より9,328万6,000円の減で見積もっております。令和3年度末の財調の残高は、約6億8,500万円を予定しております。

第3目 火葬場施設等整備基金繰入ですが、こちらは緑町墓地の排水路設置及び土砂撤去費用に充当するため205万1,000円を繰入れさせていただきます。

それから第2目 伴健康長寿基金繰入、13ページ、第4目 レジ袋有料化還元基金繰入は、例年どおり事業実施に充当させていただきます。かさまつ応援基金繰入及び光文庫整備基金繰入は、今年度は充当事業がございませんので廃目しております。

第19款 繰越金は、前年度より3,000万円増の1億5,000万円を見積もっております。

14ページ、第21款 町債は、前年より2億3,140万円減の2億1,880万円を見積もっております。主な要因は、国の交付税会計の財源不足により地方が起債する、いわゆる折半分が、国が財源確保できたことにより減少しましたので、臨時財政対策債の発行見込みが2億6,800万円減となったためであります。

以上が歳入でございまして、次に歳出でございしますが、その前に人件費について若干御説明させていただきます。

全会計の職員数は2役を含めて128人でございまして、昨年度より1人増で予算計上しております。総人件費は9億700万4,000円で、昨年より1,534万1,000円の減額となっております。

主な要因は、先ほど第5号議案で御説明しました期末手当の支給割合の減少及び、その令和3年度分の遡及適用によるものであります。人件費は全予算の6.6%を占めております。

また身体障害者雇用率でございしますが、法定では当町の場合、令和3年度2.6%であります。2.41%と若干下回っております。

それでは、15ページの歳出ですが、第1款 議会費は、例年と大きな変化はございませんので省略させていただきます。

第2款 総務費でございしますが12.04%の増となっております。

総務管理費の一般管理費の新規事業としましては、10月から義務化される運転前後のアルコ

ールチェック実施のための検知機器購入費用として24万8,000円、それから前年度は補正対応させていただきました街頭防犯カメラ設置補助金、6基分60万円を計上しております。

それから特段明記はしておりませんが、役場庁舎1階の指定金融機関窓口設置に伴う負担金として132万円を計上しております。令和4年4月から県下の全自治体が、笠松町でいうと十六銀行ですが、そちら以外も含めて全て対応するということでの情報を持っております。

それから職員研修ですが、例年の職員研修センターの研修に加えまして、方眼ノートの使い方や写真撮影など、職員のスキルアップ研修を予定しております。

それから16ページの第5目 町民バス運行費ですが、328万6,000円の増となっております。今日の全協で御説明させていただきますが、町民バス廃止に伴う減が113万8,000円はあるものの増しておりますが、その主な要因は公共施設巡回町民バスの燃料費高騰による運行業務委託料が218万4,000円の増、また令和3年10月から実施しておりますデマンドタクシーの実証実験を1年継続することにより220万2,000円の増額で計上しております。

第6目 防災対策費ですが、7,721万5,000円の増となっております、17ページを御覧ください。AEDや備蓄食糧につきましては、計画的に更新整備を行ってまいります。備蓄品では県補助金を活用して、新たに携帯電話等の充電に活用できるソーラーパネル及び蓄電池を避難所となります各小学校に配備いたします。

それから二重丸の3つ目ですが、防災行政無線管理事業（同報系）でございますが、こちらで防災行政無線の親卓を更新いたします。工事費が7,390万9,000円に対し、国庫補助金が75%措置されます。この親卓の更新によりまして無線放送も音声データ入力からテキストデータ入力に移行し、そのテキストデータを使用して携帯のキャリアメールやSNSなどの情報発信が可能となります。

第7目 青少年交流事業費、第8目 諸費ですが、新型コロナウイルスの影響により、青少年海外派遣事業や春祭り事業の実施が見送られることから前年度とほぼ同額の予算となっております。昨年も予算計上しておりませんので同じような予算となっております。

18ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費、空家等適正管理事業であります。前年度から引き続き除却費用上限100万円の3件分を計上しており、費用の2分の1は県補助金を活用いたします。

情報化推進事業であります。新規事業として情報システム標準化支援委託料は、地方公共団体の標準準拠システムへの移行に向けた業務を県内市町村で共同委託するもので、80万8,000円、財源は全額国庫補助金を活用いたします。

また、窓口の感染防止対策及び事務の効率化を図るため、窓口料金のキャッシュレス化導入に係る決済用端末購入費を76万7,000円計上いたしております。

まちづくり事業であります。前年度は補正対応しましたが、今年度は当初予算で町内の中

高生を対象にした起業体験プログラムによるキャリアサポートを実施するため88万円を計上しております。また、県内のプロスポーツチームを支援するとともに、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高等学校との官学連携も引き続き実施してまいります。

19ページ、第5目 マイナポイント推進事業費であります。こちらは誰1人取り残さない人に優しいデジタル化の実現に向けて、高齢者を中心にマイナポイントやコロナワクチン接種のLINE予約申請のためのヘルプデスクを継続するとともに、出先機関への出張ヘルプデスクなど、ICT教室なども実施してまいります。

第3項 徴税費、第2目 賦課徴収費であります。こちらは次期評価替えの令和6年度に向け、標準宅地の鑑定委託料を781万4,000円、そして、地方税共通納税税目拡大に係るシステム改修委託料を705万9,000円計上して、住民サービスと事務能率の効率化に努めてまいります。

第4項 戸籍住民基本台帳費であります。マイナンバーカードの発行関連事務が地方公共団体情報システム機構の所管事務となりましたので交付金がなくなっております。

また、戸籍事務事業では、前年度に引き続き戸籍システム改修委託料として、法改正に伴うもの及び、先ほど減額しました符合取得に係るシステム改修をするもので、財源は全額国庫補助金で賄われます。

20ページのマイナンバーカード交付円滑化事業であります。マイナンバーカードの交付を促進するため受付窓口の体制を維持しております。こちらも全額国庫補助金で実施をいたします。

第5項 選挙費は、今年度執行されます参議院議員通常選挙及び、令和5年4月執行の県議会議員選挙の一部準備経費を計上しております。

第3款 民生費ですが886万円の増となっております。

第1目 社会福祉総務費の各種団体負担金補助事業では、日赤災害救援車両購入補助金として180万円を計上しております。これは日赤が購入する車両320万円に対し補助金を支出します。車両は町へ無償貸与され、町の公用車として活用してまいります。

21ページの特別会計繰出負担事業につきましては、452万円の増の4億5,367万7,000円で、国民健康保険特別会計の繰出しは18万2,000円減の1億5,283万3,000円、介護保険特別会計は470万2,000円増の3億84万4,000円を予定しております。

社会福祉協議会及び地域振興公社への補助金につきましては、前年度と同程度となっております。

地域福祉計画推進事業では、地域福祉計画の令和5年度策定に向けたアンケート調査とその分析を実施するもので、205万4,000円を計上しております。

第3目 老人福祉費、今年度の100歳長寿者褒賞祝金の対象者は12人を予定しております。22ページの敬老祝金の対象者数等は一覧表のとおりとなっております。

23ページの第4目 障害福祉費は、2,099万3,000円増の4億4,368万7,000円となっております。主な要因としましては、障がい者自立支援給付事業の給付費の伸びによるものであります。

新規事業としましては、在宅障がい者福祉事業の要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入助成金であります。これは日常生活において使用している人工呼吸器等の蓄電池購入に対する補助金で、頭出しの1件を計上しております。県補助金が2分の1あります。

24ページ第5目 福祉医療費ですが、前年度とほぼ同額となっております。

第8目 後期高齢者医療費ですが、1,920万9,000円の増の3億2,381万2,000円となっております。療養給付費が前年比1,215万円の増、特別会計への繰出金が705万9,000円の増となっております。

25ページの第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費、保育総合支援事業であります。保育環境向上及び安全対策として実施するカーテン等取替えなどに対する補助金として337万2,000円を計上しております。財源は、国・県からそれぞれ3分の1ずつの補助金があります。

26ページ、保育所（園）紙おむつ処理事業補助金122万6,000円がありますが、町内の保育所にお子さんを預けている保護者の負担軽減と保育士の働き方改革を図るため、現在お子さんごとに袋に入れて持ち帰っていただいておりますおむつを保育所で処分する費用を今年度から補助いたします。

第2目 こども館費は、桜町に新築移転したことで土地の賃借料が不要になったことによる減であります。乳幼児親子から中高生まで誰もが気軽に集える場として、ティーンズ向けの行事も年間を通して開催してまいります。

第3目 子育て支援推進費は409万7,000円の増となっております。前年度は空調機更新やトイレ改修等がありましたが、その分は減っておりますが、それ以上にコロナ感染対策に伴う放課後児童クラブ指導員の体制確保を行うことにより増加しているものであります。

27ページの森林環境譲与税を活用してお子さんの誕生を祝福し、健やかに育つことを願い、白川町の県産材を使用した木製遊具を贈呈いたします。

○議長（田島清美君） 提案説明の途中ですが、この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案説明の続きをお願いいたします。

○副町長（川部時文君） それでは、27ページの第4款 衛生費からだったと思いますが、順次御説明申し上げます。

衛生費でございますが、1億637万円の減となっております。これは後ほど説明いたします

が、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びごみの有料化に係る経費の減によるものであります。

第1目 保健衛生総務費ですが、新規事業として、28ページの一番下ですが、産後サポート事業であります妊娠期から産後までを切れ目なくサポートするため、助産師の病院訪問や子育てママサロンなどを実施するものであります。

29ページの第2目 予防費が2,533万7,000円の減となっています。新規としては、予防接種事業の一覧表の中ほどにございます子宮頸がんのキャッチアップ接種であります。表の下に米印で説明書きを記載しておりますが、定期接種できなかった方に対し、令和6年度までの3年間で接種を受けていただくものであります。

予防費の減の主な要因は、先ほども触れましたが、ページの一番下、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。前年度は16歳以上の方への2回分のワクチン接種に係る費用を計上しておりましたが、3回目接種は現在も前倒しして実施しておりますし、2回目までの接種につきましても対象者数が減っている関係で、事業費としては3,318万9,000円の減となっております。財源は全額国庫となっております。

また、令和3年度の補正で追加しておりますが、新規でこのワクチン接種に伴う健康被害救済給付を1人分だけ頭出しで計上しております。

30ページの第3目 健康増進事業費につきましては417万5,000円の減となっております。これは、前年度がコロナの影響で健康診査が2年分となっていたこと及び胃がん対策強化を実施していたためであります。

第4目 地域医療対策費ですが、今年度は岐南町が当番町となりますので291万8,000円の減となっております。

第5目 環境衛生費は237万4,000円の増であります。火葬場施設等整備基金を活用し、緑町墓地の改修工事205万2,000円を計上しております。

31ページの第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが、先ほども触れましたが7,403万1,000円の減となっております。主な要因は、前年度はごみの有料化前の処理費用の急増分、指定ごみ袋の多めの製造、町民の方へ周知するための新たなハンドブックを作成するなどの導入経費を計上していたためであります。

また、32ページの岐阜羽島衛生施設組合負担金が1,673万2,000円の減となっていることも一因であります。

第2目 し尿処理費につきましても岐阜羽島衛生施設組合負担金の減額による減となっております。

第5款 農林水産業費は245万4,000円の減であります。

33ページの第4目 農地費、排水機管理負担金及びかんがい排水事業負担金が減額となった

のが主な要因であります。引き続き地域農業再生事業として生産目標達成に向けた達成や、それから水田フル活用に向けた取組に県補助金等を活用しながら支援してまいります。

第6款 商工費、第2目 商工業振興費ですが、笠松町商工会補助金は、人件費等により243万3,000円の増となっております。

34ページの第3目 観光費ですが、新規としては、まちの史跡や銘菓等の観光資源に焦点を当てたデジタルパンフレットの作成委託料を114万4,000円計上しております。また、既存の行政主導から民間ノウハウを活用した新たなイベント及びプロモーション活動を展開し、まちの魅力発信に努めてまいります。

第7款 土木費ですが、1,398万3,000円の増となっております。

第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、1,678万5,000円の増となっております。地籍調査事業であります。572万1,000円増の657万1,000円を計上しております。今年度は笠松北西部第3地区、場所は松栄町、月美町の一部であります。この4年目として成果閲覧工程となっております。着実に今手をつけている事業を完了するため、新たな地区の事業着手を行っておりません。

35ページ、第2項 道路橋梁費は1,541万円の増となっております。

第2目 道路新設改良費ですが、前年度に引き続きパイプライン上部利用整備工事を実施いたします。5年計画の2年目で、延長は190メートル、財源は地方道路整備事業債の活用で、充当率は90%であります。

第3目 交通安全対策費は1,078万4,000円の増となっております。新規事業としては、町内の通学路の横断歩道周辺のカラー舗装化などを国庫の社会資本整備総合交付金、補助率は2分の1を活用して交通安全対策の強化を図ってまいります。

第3項 河川費では2,905万5,000円の減となっております。主な要因としては、第1目 河川維持費ですが、前年度は西金池町、松栄町の自動排水ポンプ更新工事や円城寺自動排水ポンプ場の作業ヤード確保工事などで2,300万円の予算があつたためであります。

36ページになりますが、今年度は松栄町ひ門スイングゲート扉体装置の取替え工事で176万2,000円を計上しております。

第2目 河川新設改良費ですが、695万1,000円の減であります。下羽栗幹線排水路であります。令和3年度、円城寺の調整池周辺整備も完了しまして、今後の整備に係る関係機関である国道とかJR、下流域の岐南町との調整を今後必要となりますので、その協議資料を作成して事業を継続実施してまいります。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の新規としては、都市計画図修正及び都市計画基礎調査作成業務委託料で1,186万9,000円を計上しております。これは5年ごとに実施するものでございまして、作成データは県に提出するものであります。

下水道事業負担金でございますが、1,160万円減の2億4,440万円であります。この負担金は、下水道事業が借入れした起債の元利償還金について、普通交付税の需要額として措置された金額を繰り出すことになっているものであります。

第2目 公園費では1,082万9,000円増で、こちらは運動公園のつき山、愛称ではかさマウンテンと言っていますが、この改修工事として880万円。また、明記はしてございませんが、みなと公園・四季の里広場の移動トイレの更新を利用者の要望を受けて予定しております。

37ページの第8款 消防費でございますが、256万円の増となっております。

第1項 消防費、第1目 非常備消防費ですが、第9号議案で説明しましたように、消防団等活動事業の消防団員の火災等出動や訓練に係る費用弁償を報酬とするとともに、報酬の統一単価により、前年度より約180万円の増額となっております。

また、操法大会は233万2,000円の増となっております。令和4年度の町操法大会と令和5年度に出場を予定している県操法大会に係る訓練が令和4年度から実施されるため、この経費を計上させていただいております。

第2目 消防施設費は232万6,000円の減となっております。新規事業としては、中新町のコミュニティ消防センターにあるホースの乾燥塔を電動化する工事で237万1,000円を計上しております。他の2団の装備は既にそうになっておりまして、団員の働き方というか処遇改善といえますか、そういったことで見積もらせていただきました。

羽島郡広域連合負担金ですが、笠松町の負担分は前年度より1.52%減の46.72%となっております。広域連合の新たな事業として、3年計画の本部庁舎の第2期改修工事、それから高機能消防指令センターの部分更新を行います。

第3目 水防費につきましては65万4,000円の増となっております。新たに長森南分団が新設される予定であるため、それに係るテント等の資機材や運営経費などによる増額となっております。笠松町の負担は0.2%減の13.7%で、これは令和6年度までこの3年間はこの負担率であります。

38ページの第9款 教育費ですが8,642万4,000円の増となっております。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費ですが、ほぼ同額となっております。このうち羽島郡二町教育委員会負担金、分担金につきましては、総額で昨年より100万円ほどの減額となっておりますが、教育委員会の新たな取組としては、学校で発生する問題に対し、法律の専門家にサポートしていただくスクールロイヤー制度を設置するための新規事業が計画されております。

町の新規事業としては、ページの一番下、かさまつ子どもまちづくり事業に、3月1日に施行された子どもの権利に関する条例第8条で定める子供が社会に参加し意見が反映されるということを具現すべく、まちづくりの課題に対する調査・研究や提言実現に係る経費を計上して

おります。

39ページの第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、10月1日現在の笠松町内の小学校の学級数、児童数等は表のとおりでございます。前年度と比べ、笠松小学校の普通学級が2学級増となっております。

新規事業としましては、情報教育ネットワーク事業の保護者向け情報発信システム使用料であります。スマホアプリを活用した双方向の情報配信システムとなっております。ファイルの添付やアンケート機能、児童・生徒の欠席連絡など、学校と家庭の連絡強化が図られます。また、この機能は放課後児童クラブにおいても活用されます。

40ページの学校施設長寿命化事業は732万2,000円減の481万8,000円となっております。笠松小学校講堂南側や南舎下の学年花壇整備などを実施いたします。

第2目 教育振興費ですが、児童用図書購入費を各学校ごとに計上しております。各学校の蔵書数については記載のとおりであります。

第3項 中学校費ですが、こちらも10月1日現在の笠松中学校の学級数、生徒数等は表のとおりでございます。前年度と比べ学級数は、特別学級が1学級の減となっております。

41ページの一番上にありますが、第1目 学校管理費の中学校管理事業が7,215万4,000円増の9,276万8,000円となっております。主な要因は、中学校西舎のトイレ改修工事であります。昨年10月に中学校生徒会よりトイレ改修に関する要望が町長に提出されるとともに、現在、生徒会、PTA、そして避難所となることから町内会連合会、さらに専門業者等から成るトイレ研究会が立ち上がり協議を積み重ねております。できる限り生徒たちの意見を反映したトイレとなるよう進めてまいります。

2か年計画での計画を予定しており、財源は国庫補助金と起債を活用いたします。

第2目 教育振興費については、小学校費と同様の変更点でありますので、説明を割愛します。

第4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費ですが、新規事業として、42ページの上部にありますが、まちの良好な環境や生物多様性の保全、循環型社会の実現に向けた、仮称であります笠松町の自然と共生を考えるつどいという町民主体の環境団体が近々立ち上がる予定であり、町としてもSDGsの推進を図る観点から活動を支援してまいります。

文化財保護事業は80万3,000円の減となっております。前年度は笠松陣屋跡の埋蔵文化財の試掘確認の予備調査を実施したため、結果的には文化財的な価値のあるものは確認されませんでした。

第2目 公民館費ですが1,123万5,000円増の6,590万円であります。主な要因としては、前年度から継続して実施しております中央公民館の防火シャッター更新工事で1,320万円を計上しております。財源は全額起債を予定しております。

第4目 歴史未来館費は、前年度とほぼ同額となっております。企画展の1つを岐南町と共同で開催する予定であります。

43ページの第5項 保健体育費、第2目 体育施設費は1,500万5,000円の増ですが、運動場管理運営事業費の多目的運動場指定管理委託料の増分であり、先ほど第12号議案で説明したとおりでありますので、説明を省略します。

44ページの第10款 公債費でございますが、昨年度より808万7,000円の増となっております。令和3年度で償還が終わった額よりも令和4年度から元利償還が始まる額のほうが多いためでありまして、表の中の件数を見ていただきますと分かりますように、元金が87件、利子が109件ということで、今後22件の元金償還が始まりますので、公債費の推移に注視していきたいと考えております。

公債費の大半を占める臨時財政対策債について説明させていただきますと、令和3年度末の残高見込みでは、一般会計残高の約64億円の60%を占める39億1,000万円となっております。この臨時財政対策債は、先ほども説明させていただきましたが、本来普通交付税として国から交付される金額を地方で起債することで確保し、この起債に係る元利償還金については後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入されるため、町独自の借金とは異なります。

最後に、第11款 諸支出金でございますが、第1項 基金費、第3目 社会資本整備基金費であります。歳入で触れましたが、羽栗社会教育施設の売却代金2億3,900万円を積立てする予算を計上しております。

以上が一般会計の当初予算でございます。

第20号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計予算であります。

国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額21億5,661万7,000円、対前年度比3,352万1,000円、1.6%増の予算となりました。

主要事務事業の45ページにあります。予算編成に当たりましては、年間平均被保険者数を4,232人、対前年度比1.5%減と見込み算定しております。

48ページの歳出のところでございますが、保険給付費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えの収まり等により医療費は増加傾向にあることから、令和3年11月診療分までの実績の伸び率を勘案し、療養諸費は対前年度比800万7,000円の増額、高額療養費は477万4,000円の増額といたしました。

また、50ページになりますが、県に納める国民健康保険事業費納付金は合計で6億2,607万5,000円と、対前年度比1,886万5,000円、3.0%の増額となっております。県による保険給付費の推計は、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった平成29年度から令和元年度の医療費の実績による伸び率の減退や被保険者数の減少から、県全体医療費は減額と見込まれましたが、県が歳入する公費の額が上回ることから、市町村に求められる納付金が増額となったものであ

ります。

45ページの歳入の保険税につきましては、令和4年度予算においても急激な税率上昇が生じないよう国民健康保険基金を繰り入れ対応するところですが、県への国保事業費納付金の増額や医療費の増加などで保険者負担の増加が見込まれる状況であることから、保険給付費分と後期高齢者支援金等分に係る保険税率を増額改定し、3,809万5,000円の増額となる予算編成といたしました。

引き続き国民健康保険基金の活用による税率の激変緩和に努めるとともに、県より示される標準保険料率との乖離縮小、国保事業費納付金の変動や医療費の増加に備え、持続可能な国保財政の基盤強化に努めてまいります。

次に、第21号議案ですが、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算であります。

後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額3億4,732万5,000円、対前年度比2,633万6,000円増額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、52ページのところに書いてございますが、本医療制度の対象者は3,327人を基礎に算定いたしました。歳入では、令和4年度は保険料率が改定され、所得割が8.9%、0.35%増、それから均等割が4万6,023円、こちらは1,612円の増であります。となり、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料に収納率99.3%を見込み計上いたしました。

それで、54ページの歳出では、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金が3億2,476万9,000円、率にして93.5%とこの予算の大部分を占めており、そのほか55ページのぎふ・すこやか健診等の保健事業費が1,654万9,000円、率にして4.8%を占める予算編成としております。

続きまして、第22号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計予算であります。

介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額18億9,489万5,000円、対前年度比4,073万2,000円増額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の中間年度であり、本計画の推計により、こちら56ページに第1号被保険者数が書いてございますが、5,952人、対前年度比44人減と見込み算定をいたしております。

60ページからの歳出でございますが、保険給付費及び地域支援事業費については、令和3年10月までの実績を基に、被保険者数及び要介護認定率を勘案したサービス量を見込み算定を行っております。その結果、第2款 保険給付費が対前年度比4,919万円の増額の17億6,154万8,000円、63ページの第3款ですが、地域支援事業費が371万8,000円増額の8,505万8,000円の予算となりました。

歳入のほうは56ページになりますが、介護保険料基準額、月額5,880円、年額では7万200円から設定した所得段階別の保険料額に被保険者数の見込みを乗じて介護保険料を算出して、対

前年度比494万8,000円の減額の4億88万8,000円を計上いたしました。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の増額に伴い、対前年度比3,770万1,000円増額の11億8,922万円、一般会計からの繰入金につきましては、対前年度比470万2,000円増額の3億84万4,000円を見込んでおります。

今後の介護保険の財政運営については、団塊の世代が全ての75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）に向けて介護サービス費が増加することが見込まれますが、今年度末の残高が3億4,000万円となる介護保険基金を有効に活用しながら健全な財政運営に努めてまいります。

第23号議案 令和4年度笠松町水道事業会計予算であります。

水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額は総額5億7,604万1,000円で、対前年度比4,589万2,000円の減額となります。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数9,100戸、年間総給水量を234万8,000立方メートルと計画し、収益的収入及び支出の予定額につきましては現行の水道料金を維持した収入と支出のバランスを考え、どのくらいの利益が出るかを見積もるとともに、水道事業収益の大部分を占める給水収益を、これは66ページの第1目になりますが、給水収益を令和3年度の決算見込みを勘案して、対前年度486万5,000円増の2億696万6,000円を計上いたしました。

主な改良事業といたしましては、70ページの第1目 水源施設改良費で、水源施設において第3水源地の改良工事、内容としては薬注ポンプ、配水ポンプ盤、計装盤の更新に2,622万7,000円を計上し、財源としては企業債430万円を借り入れる計画をしております。

また、その下に配水施設改良費で、説明欄の3行目にありますが、松栄町・司町・中野地内において重要給水施設への経年管の布設替え工事や、そして、その下の北及・門間地内での下水道工事等の同調による布設替え工事による配水施設改良工事、合わせて1億9,264万4,000円を計上いたしました。

今後も引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安定的な水道事業の継続に向けた経営に努めてまいりたいと考えております。

第24号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計予算であります。

下水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額14億7,382万2,000円で、対前年度9,678万8,000円の増額となります。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を水洗化人口1万6,863人、年間総有収水量205万6,000立方メートルと計画し、下水道使用料収益ですが、71ページの第1款、第1項 営業利益の下水道使用料収益におきましては、令和5年度の決算見込みを勘案して、対前年度115万2,000円増の3億3,363万5,000円を計上いたしました。

75ページに主な改良事業でございますが、笠松町污水处理施設整備構想に基づき、松枝処理分区の市街化調整区域内の63工区ですが、北及地内面整備で下水道本管延長1,619メートルの埋設工事を計画し、工事費1億1,616万1,000円の計上と、それから62工区門間地内の面整備であります。ここで延長805メートルを計画し、工事費4,983万4,000円を計上いたしております。

また、門間地内の汚水幹線管渠埋設工事に合計で延長が455メートル、9,422万円を計上いたしました。令和3年度の下水道整備面積は9.15ヘクタールで、年度末には528.39ヘクタールが整備済みとなり、水洗化率は86.2%の見込みであります。

また、令和4年度の下水道整備予定面積は9.86ヘクタールで、年度末には538.25ヘクタールが整備済み予定となります。令和4年度末には下水道事業整備率は、対全体計画で78.8%、対事業計画区域では80.5%となる予定であります。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

以上が今回提案させていただきました議案でございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。明3月4日から3月15日までの12日間は、議案精読のため休会とし、3月16日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明3月4日から3月15日までの12日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（田島清美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時07分

